

安城市地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、安城市（以下、「発注者」という。）が発注する建設工事を請け負う建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者（第3条を除き、以下「受注者」という。））が、当該建設工事に係る請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）の譲渡を活用した融資制度（以下「本制度」という。）を利用する場合に、安城市工事請負契約約款（以下「工事約款」という。）第5条第1項ただし書きに基づく工事請負代金債権の譲渡（以下「債権譲渡」という。）の承諾をする場合等の事務取扱に関し必要な事項を定める。

(債権譲渡の対象工事)

第2条 債権譲渡の対象工事は、次に掲げる工事を除いた工事とする。

- (1) 債務負担行為等により工期が複数年度にわたる工事で、当該年度が最終年度でない工事
- (2) 安城市建設工事低入札価格調査試行要領（平成30年4月1日施行）に基づく低入札価格調査の対象となった者と契約した工事
- (3) その他受注者の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適当な特別な事由がある工事

(債権譲渡先)

第3条 債権譲渡先は、事業協同組合（事業共同組合連合会等を含む。）又は一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。

(譲渡債権の範囲)

第4条 債権譲渡の金額は、請負工事が完成した場合は、請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金の支払額及び当該工事に係る請負契約（以下「工事請負契約」という。）により発生する遅延損害金等の、発注者が当該工事請負契約に基づき契約の相手方に対して請求できる債権の額を控除した額とする。ただし、工事請負契約が解除された場合には、出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金の支払額及び当該工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 設計変更等により請負代金額に増減が生じた場合は、譲渡債権の金額は変更後

のものとする。

- 3 前項の場合において、受注者は債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通知するものとする。

(債権譲渡を承諾する時点)

第5条 債権譲渡の承諾は当該工事の出来高が2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

- 2 前項の規定による承諾に当たっての当該工事の出来高の確認については、月別の工事進捗率を記した工事履行報告書(様式第1)の受領をもって足りるものとする。

(出来高確認)

第6条 保証事業における債権譲渡契約の締結や融資審査手続等において出来高確認が必要な場合は、債権譲渡先が当該出来高確認を行うものとする。

(債権譲渡の承諾の申請)

第7条 債権譲渡の承諾の依頼をしようとする受注者は、次の各号に掲げる書類を発注者に提出しなければならない。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書(様式第2) 3通
- (2) 受注者と債権譲渡先の調印済みの債権譲渡契約証書(発注者の承諾を得ることを停止条件とした停止条件付債権譲渡契約であるものに限る。)の写し 1通
- (3) 工事履行報告書(様式第1) 1通
- (4) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合は、当該譲渡に関する保証人等の承諾書 1通

(債権譲渡の承諾手続等)

第8条 発注者は、前条の規定により提出のあった申請書類について、受理後速やかに承諾のための手続を行うものとする。

- 2 前項の規定による債権譲渡承諾書の交付は、申請書類の提出を受けた後、7日以内(期限の日が市の休日に当たるときは、その翌日とする。)に行うものとする。
- 3 発注者は、債権譲渡を承諾した場合は確定日付を付した債権譲渡承諾書2通を受注者に交付するものとする。
- 4 発注者は、やむを得ない事由により交付期限までに受注者に対し債権譲渡承諾書を交付できない場合には、その旨を速やかに受注者に連絡することとする。
- 5 発注者は、債権譲渡整理簿(様式第3)により債権譲渡の申請及び承諾状況の

管理を行うものとする。

- 6 発注者は、第2条に規定する対象工事に該当しない場合又は申請書類の確認により承諾を行うことが不相当と認められる場合は、承諾を行わないことについて決定し、速やかに債権譲渡不承諾通知書（様式第4）により受注者に通知するものとする。

（債権譲渡の対抗要件）

- 第9条 債権譲渡が、受注者の倒産等の兆候（1回目の手形不渡等）がない有効な時期になされ、かつ発注者の有効な日付がある承諾を得ることで第三者に対抗できるものとする。

（債権譲渡承諾後の中間前金払等の取扱）

- 第10条 受注者及び債権譲渡先は、第2条に規定する対象工事に係る債権譲渡が行われた後は、工事約款第35条第3項に規定する中間前払金及び工事約款第38条に規定する部分払を請求することはできないものとする。

（保証事業会社による金融保証の保証範囲）

- 第11条 本制度における保証事業会社による金融保証は、前払金の支払いを受けた工事を対象とするものとし、保証範囲は、当該工事の完成に要する資金で、工事請負代金から、前払金、中間前払金、部分払金及び債権譲渡先から受注者への融資額を控除した金額の範囲内とする。

（融資実行報告書の提出）

- 第12条 受注者及び債権譲渡先は、発注者による債権譲渡の承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに発注者に融資実行報告書（様式第5）を提出しなければならない。

- 2 受注者は、第11条に規定する保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに発注者に公共工事金融保証証書の写しを提出しなければならない。

（請負代金の請求等）

- 第13条 債権譲渡先は、受注者が工事約款第32条第2項の検査に合格し、引渡しを行った後、確定した債権金額の請求に当たっては、次の書類を発注者に提出しなければならない。

（1）工事請負代金請求書（様式第6） 1通

（2）債権譲渡承諾書の写し 1通

（その他）

- 第14条 本制度は、健全な建設業者が積極的に活用すべきもので、発注者におい

ては、債権譲渡を申請したことをもって、受注者の経営状態が不安定であるものとみなし、また、入札契約手続等で不利益な扱いをすることのないよう十分留意するものとする。

- 2 本制度に係る債権譲渡によって、受注者の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではない。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。